

亀山市国土強靱化地域計画

(令和7年3月改訂)

令和7年3月

亀 山 市

目 次

1. 計画の基本事項

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画の期間	1

2. 亀山市の国土強靱化の基本的な考え方

(1) 亀山市の国土強靱化の役割	2
(2) 亀山市の地域特性	2
(3) 地震想定	6
(4) 風水害ハザードの分布	14
(5) 地区別の災害リスク	16
(6) 国土強靱化に向けた基本目標	19

3. 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方	20
(2) 脆弱性評価において想定するリスク	21
(3) 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた考え方	21
(4) リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	23
(5) 脆弱性評価の結果	26

4. 国土強靱化に向けた対応方策

(1) 対応方策	43
----------	----

5. 計画の推進と進捗管理

(1) 計画の推進	53
(2) 計画の進捗管理	53

1. 計画の基本事項

(1) 計画策定の趣旨

近年、南海トラフ地震の発生が危惧されていることや、台風の巨大化や集中豪雨の多発により被害が甚大化する傾向であることなどから、本市においても大規模自然災害に対する事前防災・減災の取組を進めていくことが重要となっている。

こうした中で、平成25年12月、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災・減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）」が成立・施行された。

また、国土強靱化基本法の成立・施行を受け、平成26年6月、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」を閣議決定するとともに、都道府県や市町村による国土強靱化にかかる計画策定の指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が策定された。

国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や関係機関が連携して取組を進めることが不可欠であり、国土強靱化基本計画の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要である。

こうしたことから、本市においても国土強靱化基本計画及び三重県国土強靱化地域計画を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を進めていくため、亀山市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を、令和2年1月に策定し、令和3年3月に一部改訂したが、令和6年能登半島地震の教訓および国土強靱化のイノベーションを踏まえるとともに、三重県国土強靱化地域計画（令和5年3月一部改訂）との調和を図るために、さらに一部見直しを行った。

(2) 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、分野別・個別計画の国土強靱化に関する施策の指針となるものである。

(3) 計画の期間

本計画は、概ね10年先を見据えた計画とし、国土強靱化に関する今後の取組の方針等を示すものとするが、今後、必要に応じて、他計画の策定等に併せ内容を見直すこととする。

2. 亀山市の国土強靱化の基本的な考え方

(1) 亀山市の国土強靱化の役割

多様な大規模自然災害で想定されるリスクを特定し事前に備えておくことで、市民の生命や財産を守り、市民の社会経済活動を維持するとともに、迅速な復旧復興を可能にする。

(2) 亀山市の地域特性

① 位置・地勢・面積

本市は、三重県の中北部に位置し、隣接する津市や四日市市、鈴鹿市からは20km圏内に名古屋市から約50km、大阪から約100kmに位置している。

総面積は、191.04km²であり東西方向の延長は約21km、南北方向の延長は約17kmであり、地目別民有割合は、山林が50.3%、田畑26.2%、宅地13.1%、その他10.4%となっており、北西部には、標高500mから900m前後の鈴鹿の山々が南北に走り、そこから東方面にかけては、傾斜面の丘陵地や台地が形成され、伊勢平野へと続き、本地域中央部には、加太川や安楽川を支流とする鈴鹿川と中ノ川が東西に流れ、伊勢湾へ注いでいる。

また、本市は、鈴鹿山麓を含み山脈南東地域に位置し西部の大部分は山地地形で、その谷間を中心に集落を形成し、北西部は比較的急峻な山地地形となり、崩壊(跡)地が多く認められる。

それ以外は丘陵地形を呈しており、丘陵地部ではゴルフ場・工業団地・住宅団地の大規模造成も何箇所かで行われている。

鈴鹿山脈に源を発する鈴鹿川水系は、山地、丘陵地及び台地を侵食し、東に流下しており、これらの河川沿いでは沖積低地～台地といった平野地形が広がり、低地部では主に水田に、台地部では畑地や集落といった土地利用となっており、特に北東部では、団地造成による宅地開発が進み、人口集中地域を形成している。

市街地部も鈴鹿川左岸の台地部に当たり、古くから城下町、宿場町として栄えた地区である。

② 気候

年間平均気温は15.8℃、冬季(12月～2月)の平均気温は4.2℃と温暖で、年間降水量1,857mm、風は、5月から8月にかけては他の月と比較して南東よりの風が多く、その他の月は西北西(西から北西)の風となっている。(平成31年4月1日現在観測値)

冬季の西風は、地形の影響もあり比較的強く、これに反し夏季の南東風は比較的弱く、温度高く蒸し暑い日が多い。

③ 災害の特徴

(ア) 土砂災害

本市では、山地・丘陵地・段丘崖といった斜面が多く存在し、人家が近接する急傾斜地崩壊危険箇所も多く存在する。

したがって、豪雨時並びに地震時に崩壊した際には、人家等に被害を及ぼす可能性は高いと考えられる。

また、北西部の山地部では、風化花崗岩の表層崩壊地が多数分布しており、潜在的に崩壊・土砂流出の危険性を持っている地域である。

(イ) 液状化災害

本市では、既存文献より１８９１年の濃尾地震により、太岡寺町付近で液状化履歴が判明している。

また、住宅地やゴルフ場の造成が多くみられる箇所では埋谷堆積物・溪床堆積物上の高盛土地があり、やや液状化しやすいと推定される。

一方、鈴鹿川・安楽川を始めとする河川沿いの沖積層上に高盛土してある道路等では液状化しやすいと推定される。

(ウ) 地震動災害

本市においては、丘陵地域を大規模に造成したゴルフ場や団地が何箇所もあるが、こういった造成地のうち谷を埋めた盛土部は、地震時に被害の発生しやすい地盤の１つである。

また、鈴鹿川、安楽川、中ノ川の各河川沿いの低地部、特に高盛土部においても地震動は増幅されやすいと推定される。

なお、本市は、東名阪自動車道、伊勢自動車道、新名神高速道、名阪国道、国道１号、国道２５号、国道３０６号等の主要幹線道路が交差しており、それらの幹線が、地震により、交通障害も予想される。

(エ) 風水災害

本市では、過去に鈴鹿川、安楽川、御幣川が氾濫や土砂流出を繰り返していた。

しかし、近年においては、治水・砂防対策の進行により、このような大河川での氾濫は少なくなり、椋川右岸に位置する新椿世町（椿亀川合流部）や東御幸町や北鹿島町で排水不良による被害が発生しており、外水氾濫から小河川や排水路の内水氾濫による被害へ変化してきている。

一方、土砂災害も、一部で履歴が確認されている他、市内には山地・丘陵地・段丘地・段丘崖といった斜面が広い範囲を占め、人家が接近する急傾斜地崩壊危険箇所も多く存在する。

④ 市域における既往災害

(ア) 県内及び市域に影響を及ぼした主要な地震

西暦	和暦・月	地震名	規模 (M)
1498	明応7年9月	東海道全域	8.2～8.4
1605	慶長9年2月	慶長地震	7.9
1707	宝永4年10月	宝永地震	8.6
1854	安政1年7月	伊賀上野地震	7
1854	安政1年12月	安政東海地震	8.4
1891	明治24年10月	濃尾地震	8.0
1899	明治32年3月	紀伊大和地震	7.0
1944	昭和19年12月	東南海地震	7.9
1946	昭和21年12月	南海地震	8.0
1952	昭和27年7月	吉野地震	6.7
2004	平成16年9月	紀伊半島沖地震	7.4
2007	平成19年4月	三重県中部を震源とする地震	5.4

(イ) 市域に影響を及ぼした風水害

西暦	和暦・月	災害の要因	災害の概要
1660	万治3年7月	暴風雨	暴風雨による被害
1695	元禄8年5・8月	水害	洪水被害
1700	元禄13年	洪水	大水により太岡寺縄手堤決壊
1771	明和8年7月	水害	亀山領内水害で8人死亡
1779	安永8年7月	水害	領内水害で6950石の被害
1782	天明2年6月	暴風雨	暴風雨で領内に9595石の被害
1787	天明7年6月	暴風雨	領内に暴風雨
1788	天明8年5月	暴風雨	領内に水害
1798	寛政10年	大雨	領内に大雨
1802	享和2年6月	水害	領内に水害
1837	天保8年8月	暴風雨	暴風雨で西之丸東南隅櫓倒壊など被害多大
1913	大正2年10月	大洪水	大洪水で鈴鹿川堤防寸断、和田で1人溺死
1915	大正4年8月	台風	台風襲来(最大風速27.5m・雨量124.5mm)
1934	昭和9年9月	室戸台風	橋梁流出や田畑冠水等被害
1953	昭和28年9月	台風13号	堤防の決壊や田畑の冠水等被害
1959	昭和34年8月	台風7号	家屋全半壊18戸、浸水(床上169、床下256)
1959	昭和34年9月	伊勢湾台風	瞬間最大風速41.6mm 雨量310.7mm 家屋全半壊238戸 床下浸水255他(災害救助法適用)
1961	昭和36年6月	集中豪雨	白鳥橋流出、家屋半壊3、床上浸水65他
1961	昭和36年9月	第2室戸台風	最大風速39m、雨量124mm、家屋半壊19他
1971	昭和46年8月	台風23号	倒壊家屋3、床上浸水203他(災害救助法適用)
1971	昭和46年9月	台風29号	7時～16時30分雨量203mm他
1972	昭和47年7月	集中豪雨	道路、橋、農地などに被害
1972	昭和47年9月	台風20号	住家全半壊5、施設・農作物に被害
1974	昭和49年7月	集中豪雨	住家全半壊17、床上床下浸水935、田畑約110haが埋没流失500他(災害救助法適用)
1976	昭和51年9月	台風17号	7日間の降雨量562mm(4ヶ月分の雨量に相当)
1988	昭和63年8月	台風13号	山下橋流失、国道1号太岡寺地内でがけ崩れ
2012	平成24年9月	台風17号	市内で大きな被害、新椿世(床上浸水9、床下6)
2013	平成25年9月	台風18号	市内に土木被害及び農地被害等が発生、上加太地区で累計雨量403mmを観測
2014	平成26年8月	台風11号	県下全域に大雨特別警報が発令 加太市場で累計雨量561mmを観測
2017	平成29年10月	台風21号	坂下地区で累計雨量328mm 浸水被害3件のほか住家および文化財被害等36件 道路法面崩落等29件のほか鉄道敷地内崖崩れ1件

(3) 地震想定

①内陸活断層型地震

断層とは地層のある面を境に両側の地面のずれ（食い違い）の見られる地質現象をいい、そのうち地質年代の第四紀（約200万年前から現在の間）に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

本市には、鈴鹿山麓から関町に位置する明星ヶ岳断層、白木町に位置する白木断層が南北に走行している。

両断層は、椋本断層、一志断層、庄田断層等、安濃撓局、風早池断層、小山断層などを含め、本市から松阪市嬉野町に至る長さ約33kmに及ぶ布引山地東縁断層帯（西部）を構成する活断層帯の一部である。

布引山地東縁断層帯（西部）は、全体が1つの区間として活動されると推定され、その詳細な活動時期は不明であるが、今後30年間に地震が発生される可能性が日本の主な活断層の中ではやや高いグループに属している。

②プレート境界型地震

684年以降の過去約1400年間を見ると、駿河湾から九州沖にまで達する南海トラフを震源とした大規模地震が約100～200年の間隔で発生しており、その中でも、これまでに三重県に大きな被害をもたらしてきた地震は、概ね100～150年周期で発生していることが記録に残されている。

近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれにあたるが、昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから約70年が経過しており、南海トラフにおける大規模地震の可能性は、確実に高まってきていると言える。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は80％程度とされている。

なお、本市を含む三重県全域は、平成26年3月28日、「南海トラフ地震防災推進地域」の指定を受けており、早急な防災対策の基盤整備を行う必要がある。

③想定地震

本市に甚大な被害を及ぼすと考えられる地震は、養老一桑名一四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部・西部）、頓宮断層を震源とし、局所的な被害を特徴とする内陸断層型（直下型）地震と、南海トラフ沿いの海域で広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震である。

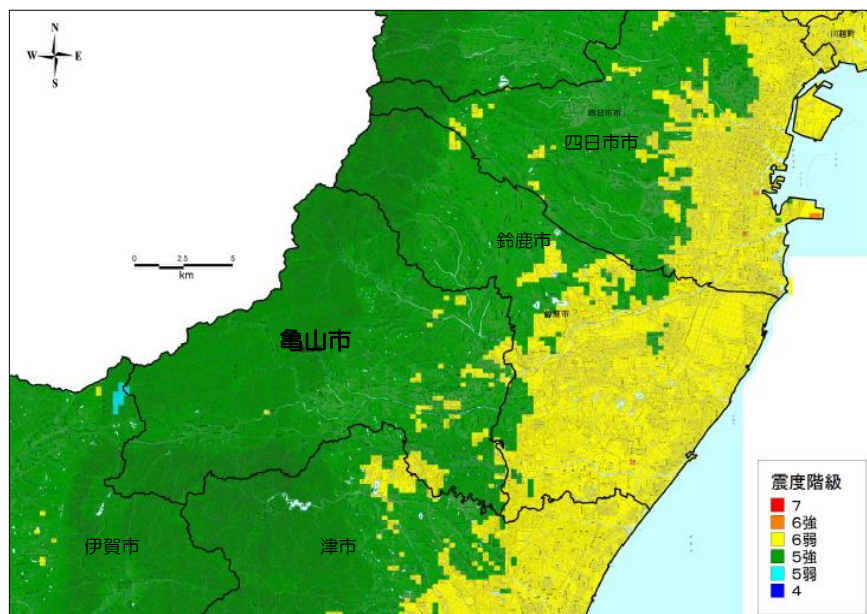
特に、南海トラフ地震が発生した場合においては、現在の防災力を遥かに越えた災害が予想され、県内又は近隣府県の被害も大きく、応援を期待できないことが想定される。

④南海トラフ地震

(ア) 南海トラフ地震発生時における震度分布

【過去最大クラス】

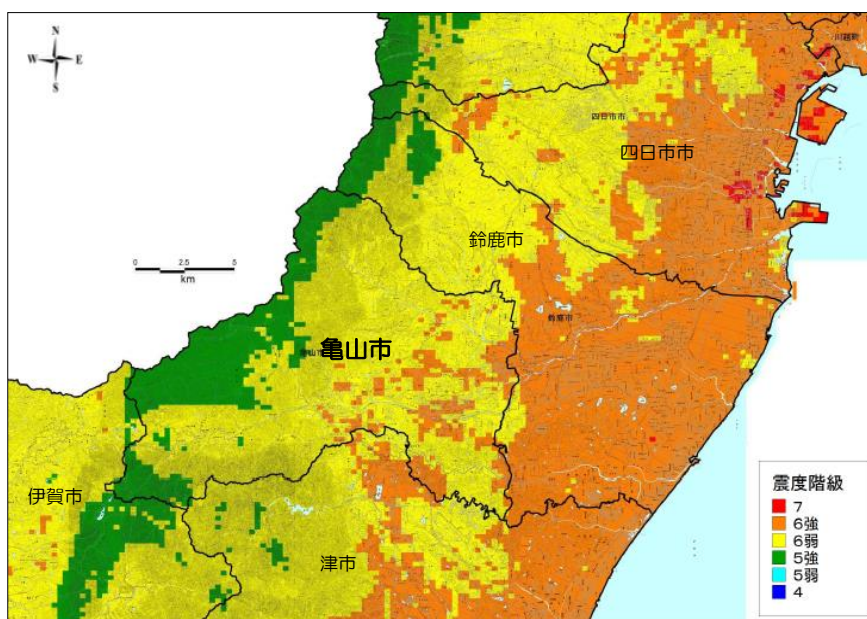
過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている南海トラフ地震



「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

【理論上最大クラス(陸側ケース)】

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こりうる南海トラフ地震



「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

(イ) 南海トラフ地震発生時の被害想定（亀山市域）

三重県地震被害想定調査の要約

項 目	単 位	南 海 ト ラ フ 地 震	
		過去最大	理論上最大
最大震度	震度	6弱	6強
建物全壊・焼失棟数	棟	約50	約1,400
死者数	人	5未満	約80
負傷者数*()内重傷者数	人	約90 (5未満)	約900 (約100未満)
避難者数	人	6,300	12,000
帰宅困難者数	人	12,000(うち鈴鹿市から5,500)	
建物倒壊等による自力脱出困難者	人	約20	約300
上水道(断水率) ①	%	92-89-45	99-96-66
下水道(機能支障率) ②	%	3-81-0	6-82-2
電力(停電率) ③	%	89-80-0	89-80-0
固定電話(普通回線率) ④	%	89-80-0	89-81-0
携帯電話(停波基地局率) ⑤	%	0-80-0	1-81-0
ガス(供給停止率)	%	僅か	僅か
物資不足(給水)	t	2,060	2,912
物資不足(食料)	食	0	61,883
物資不足(毛布)	枚	0	554
医療対応力不足数 ⑥	人	0-0	100-500
日常的受療困難者数 ⑦	人	30-300	50-600
住機能支障世帯数 ⑧	世帯	492	4,309
災害廃棄物発生量(瓦礫)	t	約10,000	約100,000
孤立集落発生の可能性	集落	0	0
備 考	1. ①～⑤の数字は、左から「発災直後」中は「1日後」、右は「1週間後」の復旧率を表す。 ただし、下水道及び携帯電話については、発災直後の非常用発電機の稼働及び燃料切れによる機能停止が考慮され、発災1日後に被害率が上昇している。 2. ⑥及び⑦に記載された、「100-500」の数字は、左が「入院」、右が「外来」の人数を表す。 3. ⑧は、発災後1カ月以降の世帯数を表す。		

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

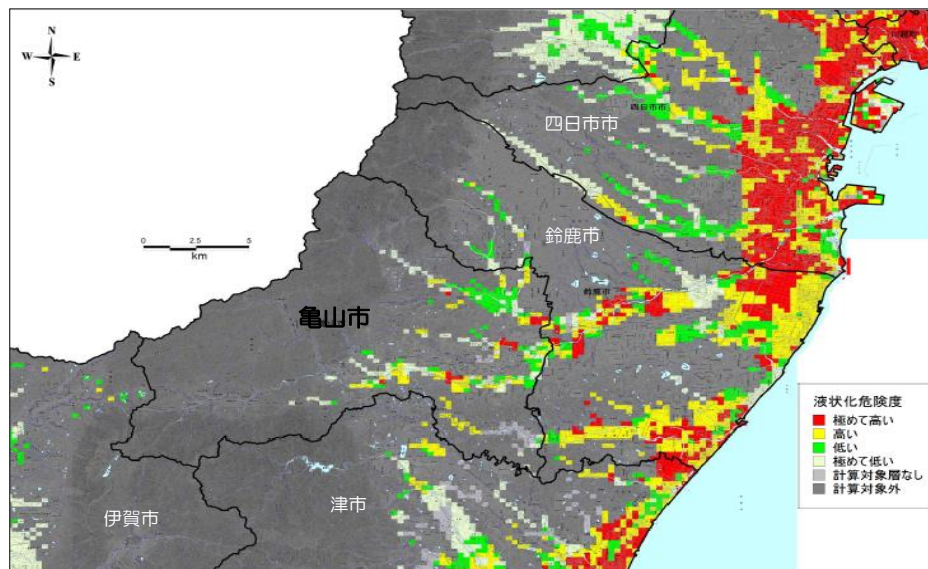
※本市の地形的特性を踏まえ、孤立する恐れが発生する集落として亀山市地域防災計画第2章第1節第4項2に記述の5地域の追記修正要望を県に提出済

(ウ) 南海トラフ地震による液状化

いずれのクラスの地震でも、液状化危険度が極めて高い範囲の県内の分布傾向はほとんど変わらない。

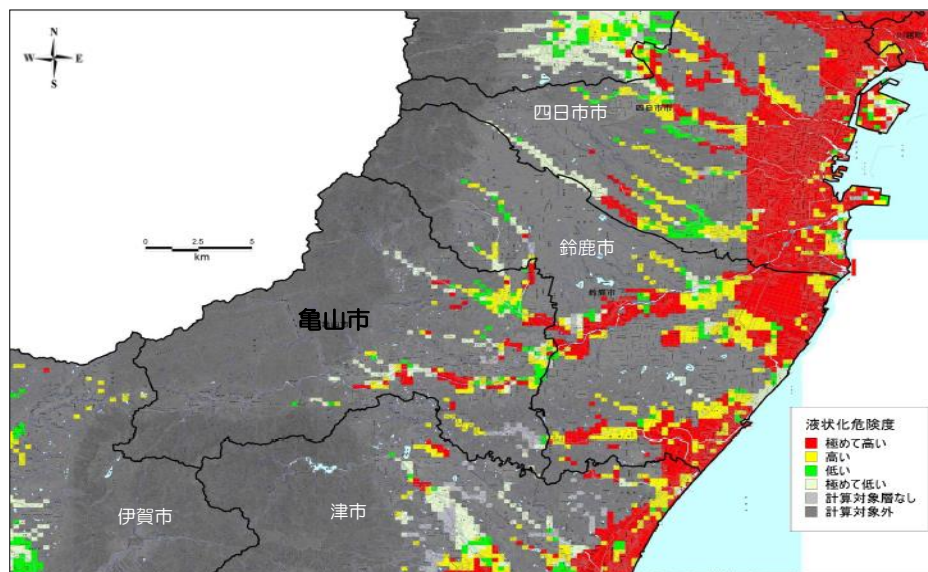
また、液状化危険度が極めて高い範囲は、新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾岸部に集中している。

【過去最大クラス】



「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

【理論上最大クラス】



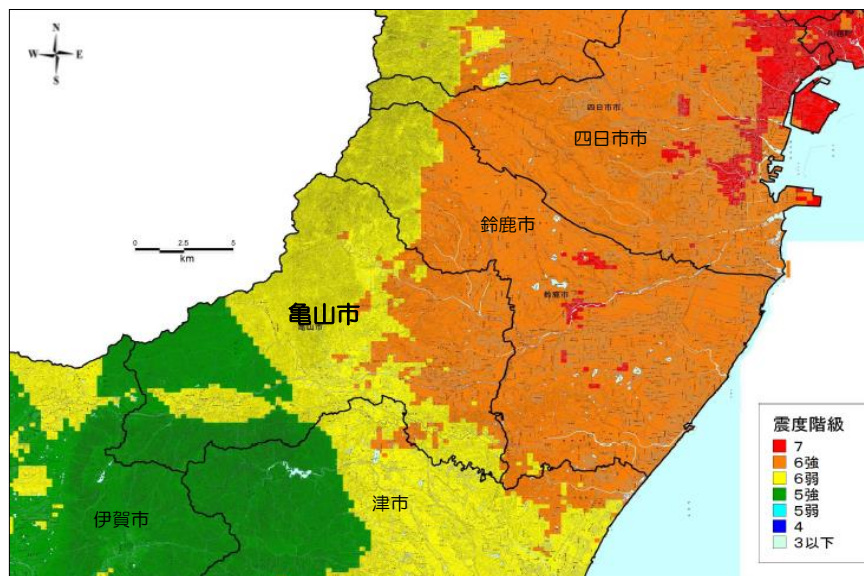
「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

⑤内陸活断層地震

(ア) 内陸活断層地震発生時における震度分布

【養老―桑名―四日市断層帯】

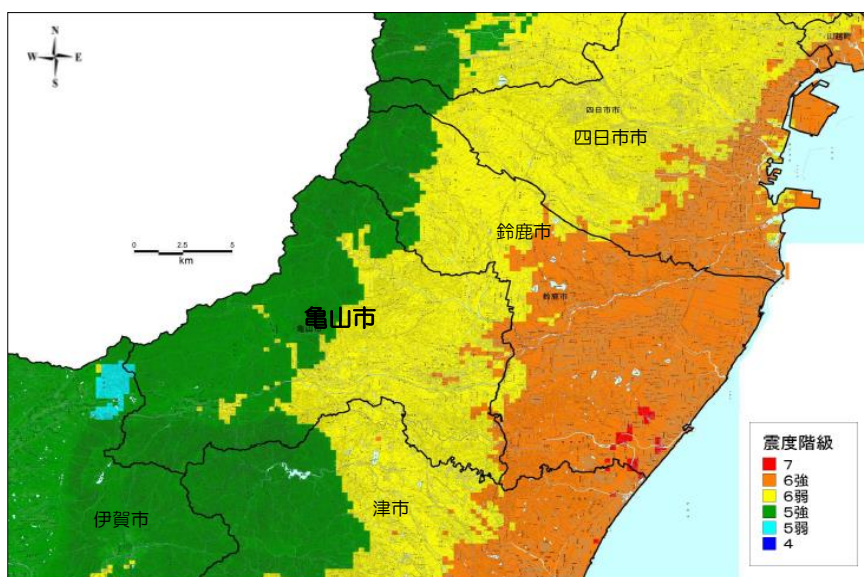
養老―桑名―四日市断層帯は、養老山地の東縁に発達する活断層帯で、岐阜県垂井町から四日市市まで、ほぼ養老山地と濃尾平野の境界及び養老山地の南に続く丘陵地の東縁に沿って延びる、長さ約60kmの断層帯



「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

【布引山地東縁断層帯(東部)】

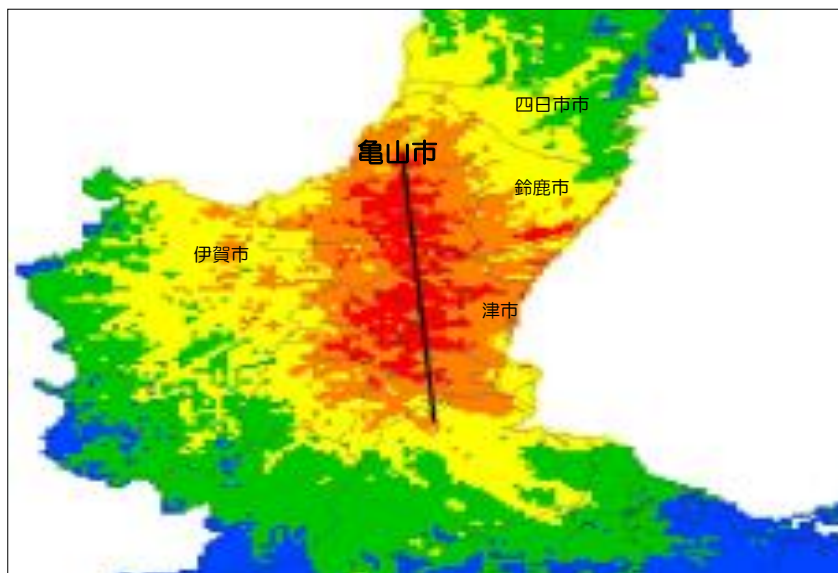
布引山地東縁断層帯は、三重県の北部から中部にかけて、布引山地と伊勢湾の間に位置する活断層で、布引山地東縁断層帯東部は、鈴鹿市から、津市、松阪市などを経て多気町に至る長さ約48kmの西側隆起の逆断層



「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

【布引山地東縁断層帯(西部)】

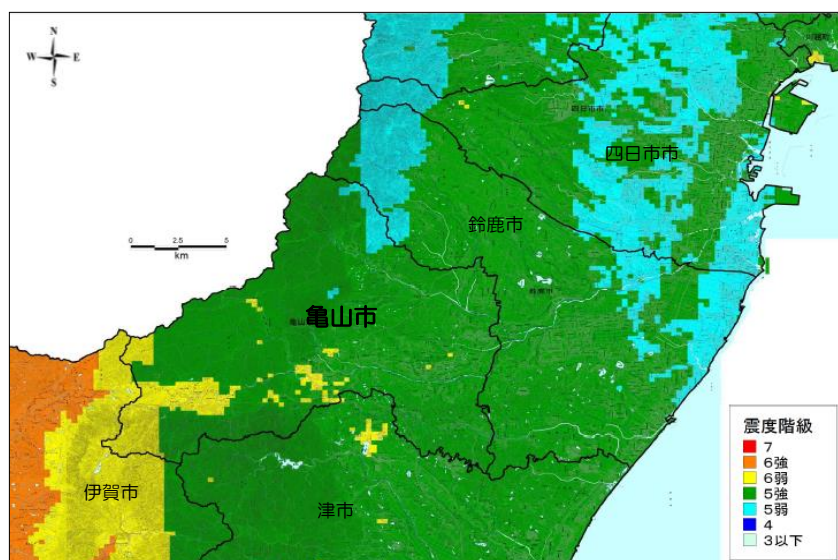
布引山地東縁断層帯は、三重県の北部から中部にかけて、布引山地と伊勢湾の間に位置する活断層で、布引山地東縁断層帯西部は、亀山市から、津市久居、松阪市嬉野町に至る長さ約48kmの西側隆起の逆断層



平成18年3月三重県被害想定調査より引用

【頓宮断層】

頓宮断層帯は、滋賀県南部から三重県西部に分布する活断層で、滋賀県甲賀市水口町から三重県伊賀市(旧上野)を経て伊賀市青山町に至る長さ約31kmで、ほぼ南北方向に延び、相対的に東側が隆起する逆断層



「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

(イ) 内陸活断層地震発生時の被害想定(亀山市域)

【想定震度と建物被害】

項 目	単位	養老一桑名一四日市 断 層 帯	布引山地東縁断層帯 (東 部)	頓 宮 断 層
最大震度	震度	6 強	6 強	6 弱
建物全壊・焼失棟数	棟	約 2,200	約 800	約 50

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

【人的被害】

項 目	単位	養老一桑名一四日市 断 層 帯	布引山地東縁断層帯 (東 部)	頓 宮 断 層
死 者 数	人	約 100	約 40	5 未 満
負傷者数 *()内重傷者数	人	約 1,100 (約 200)	約 680 (約 80)	約 70 (5 未 満)

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

【想定罹災者数】

項 目		単位	養老一桑名一四日市 断 層 帯	布引山地東縁断層帯 (東 部)	頓 宮 断 層
罹 災 者 数	冬 の 5 時	人	3 1,3 2 6	3 4,7 2 2	3 2,1 2 7
	冬 の 1 8 時	人	3 1,3 2 6	3 4,7 2 4	3 2,1 2 7
	春 夏 秋 の 昼	人	3 1,3 2 7	3 4,7 2 4	3 2,1 2 7

平成18年3月三重県計画より引用

【想定避難者及び帰宅困難者数】

項 目		単位	養老一桑名一四日市 断 層 帯	布引山地東縁断層帯 (東 部)	頓 宮 断 層
避 難 者 数	冬 の 5 時	人	6 1	5 1	1 9
	冬 の 1 8 時	人	6 5	5 4	1 9
	春 夏 秋 の 昼	人	6 5	5 4	1 9
帰 宅 困 難 者 数		人	1,4 3 0	1,4 3 0	2,0 9 2

平成18年3月三重県計画より引用

- * 本被害想定については、平成26年3月に発表された「三重県地震被害想定調査(平成25年度)」及び「三重県地域防災計画(平成18年修正)」に記載された、当市における想定される被害の内容を引用し、整理して記載したものである。

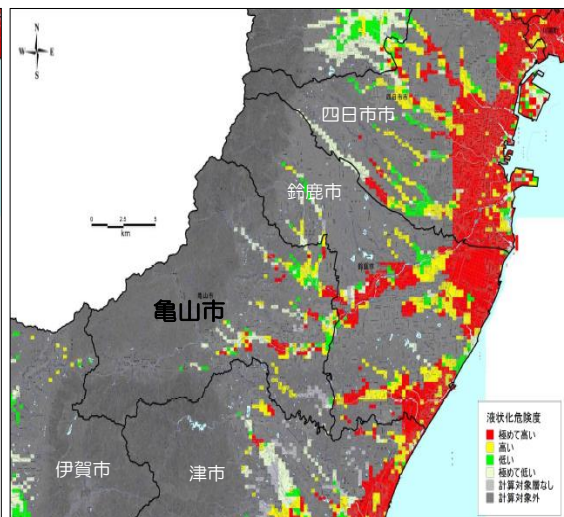
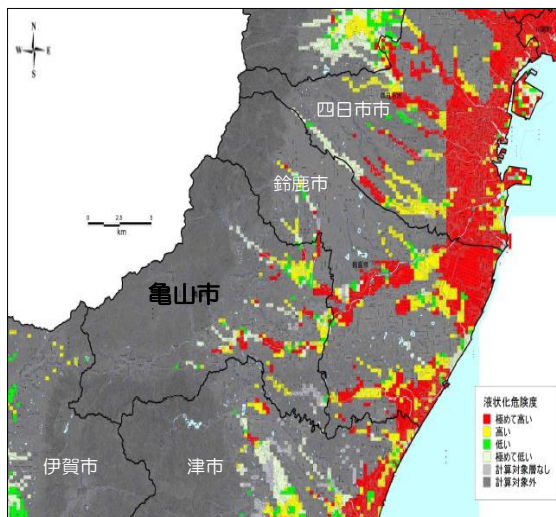
(ウ) 内陸活断層地震による液状化

【養老―桑名―四日市断層帯・布引山地東縁断層帯（東部）】

いずれも、伊勢平野内の伊勢湾岸沿部に、液状化危険度が極めて高い範囲が広がっている。

養老―桑名―四日市断層帯

布引山地東縁断層帯（東部）



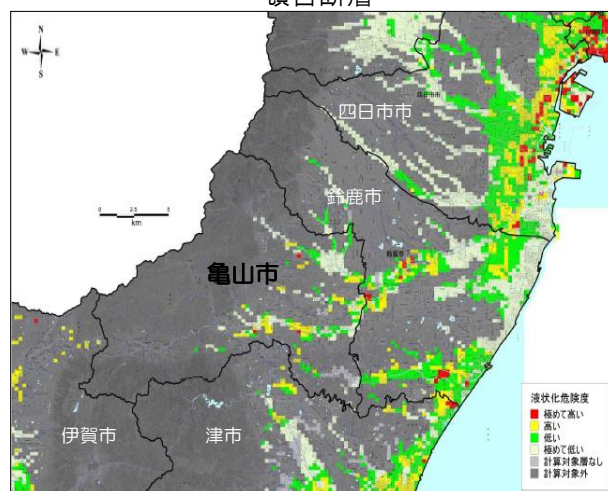
「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

【頓宮断層】

伊賀地域内の断層近傍だけではなく、伊勢湾沿岸部にも、液状化危険度が極めて高い範囲が広がっている。

頓宮断層

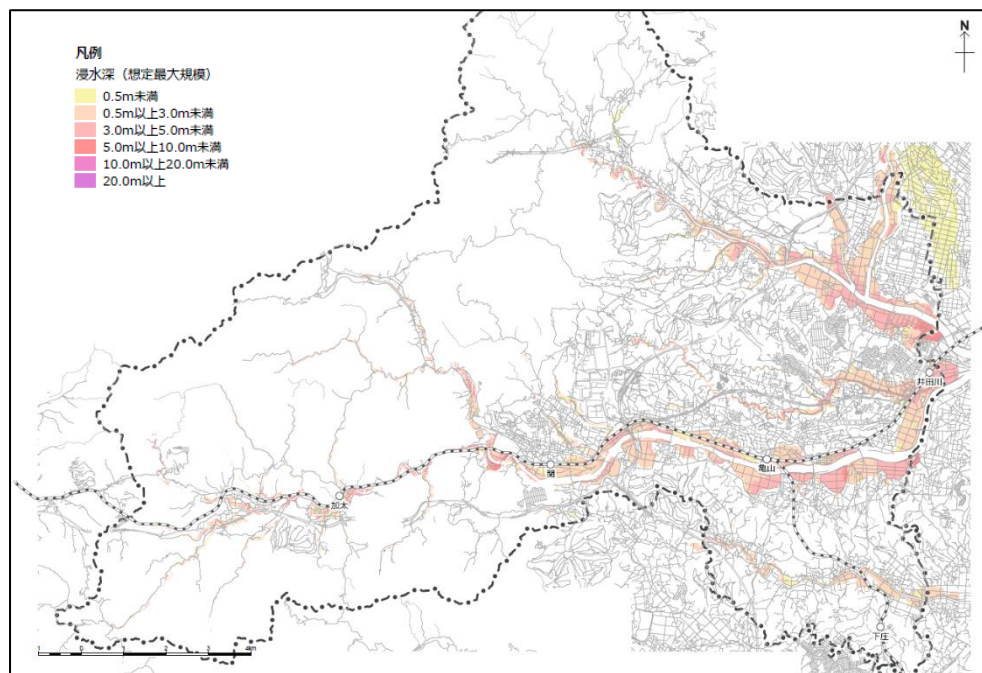


「三重県被害想定調査(平成25年度)」より引用

(4) 風水害ハザードの分布

① 浸水想定区域（河川・想定最大規模）

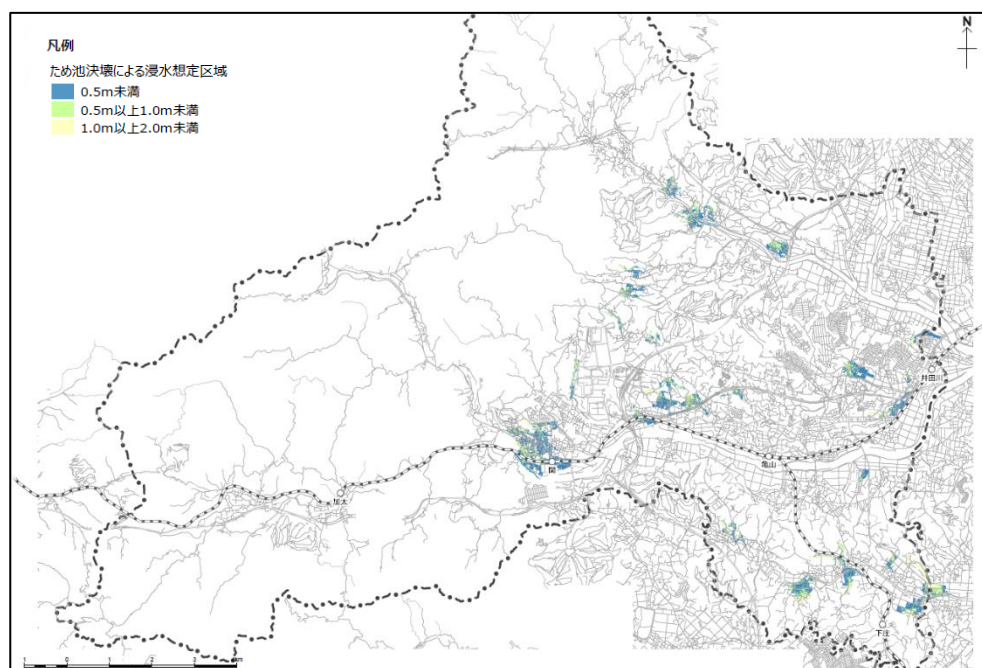
鈴鹿川、安楽川、椋川等の河川沿いに浸水想定区域が分布している。多くは農地等に分布しているが、亀山駅付近や川合町等の市街地にも広がっている。



「国土数値情報」より引用

② 浸水想定区域（ため池）

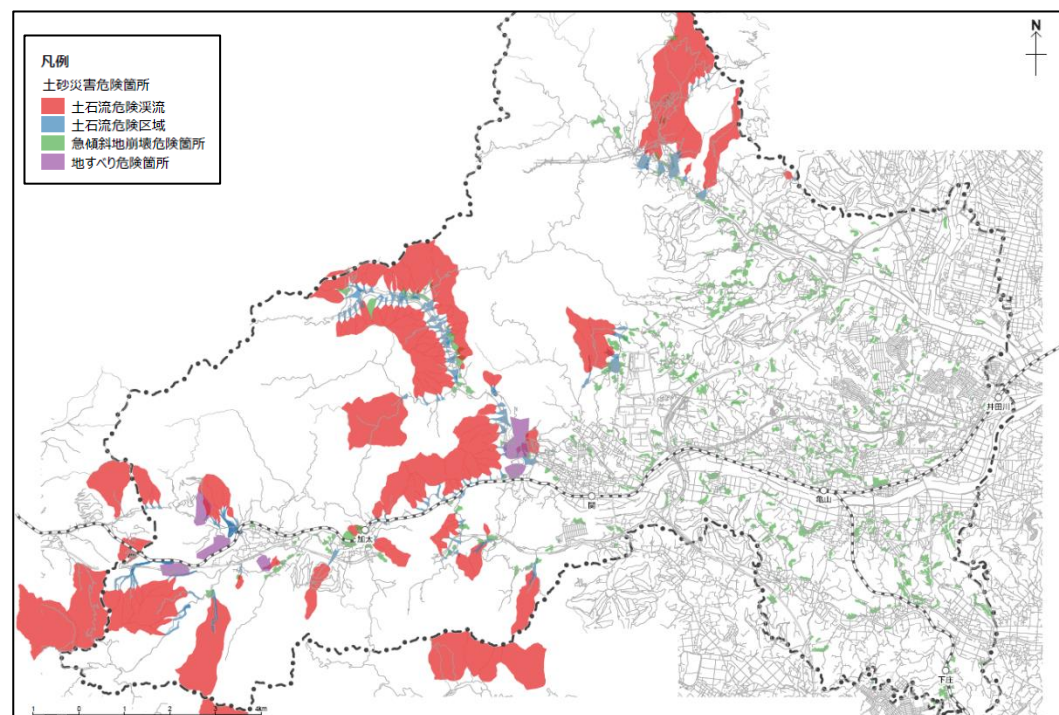
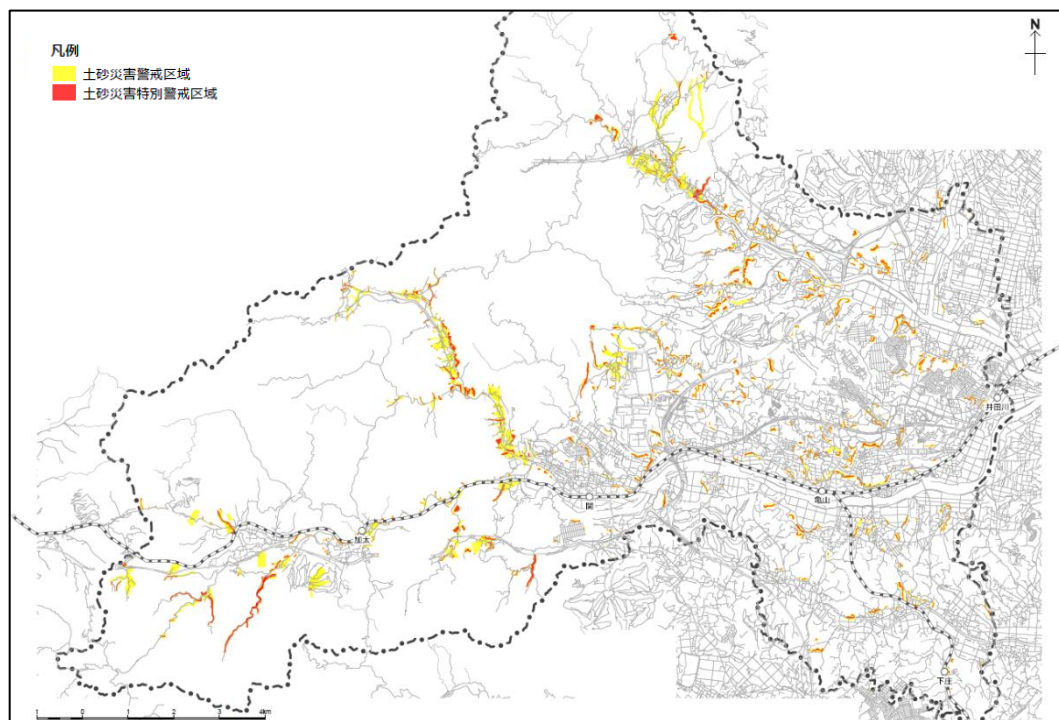
市内には多くの防災重点農業用ため池が存在している。特に関宿周辺に多く存在しており、浸水想定区域が関宿に広く分布している。



「亀山市ため池ハザードマップ」より引用

③土砂災害（特別）警戒区域・土砂災害危険箇所

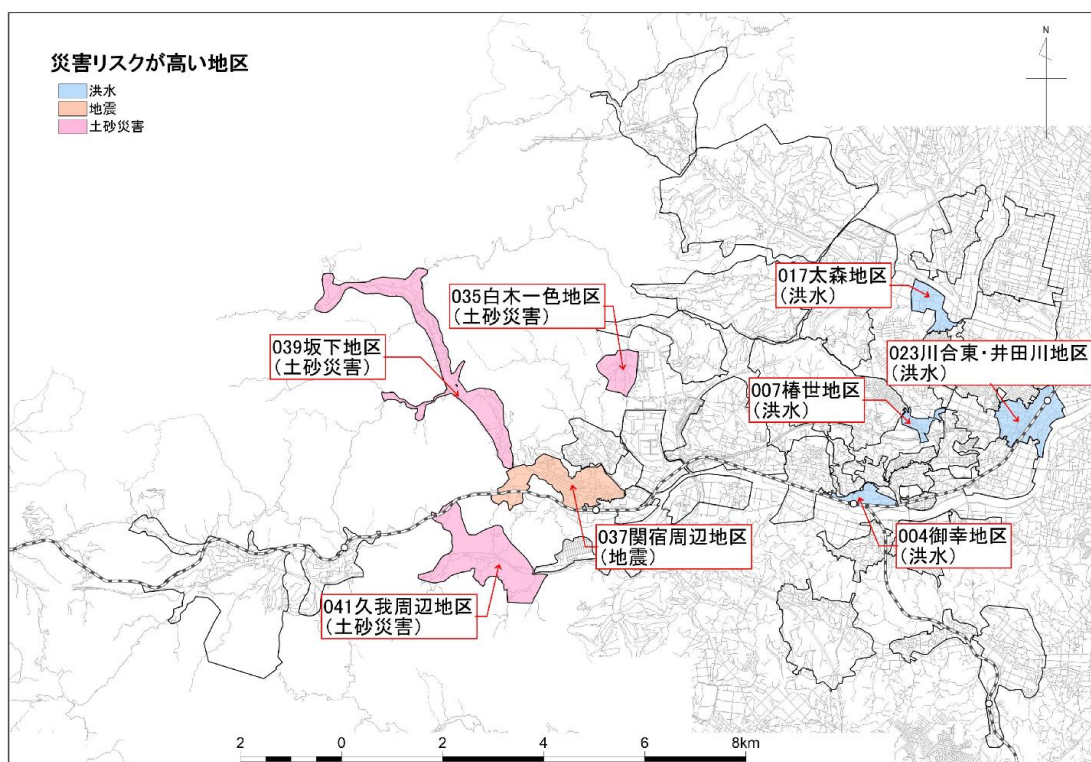
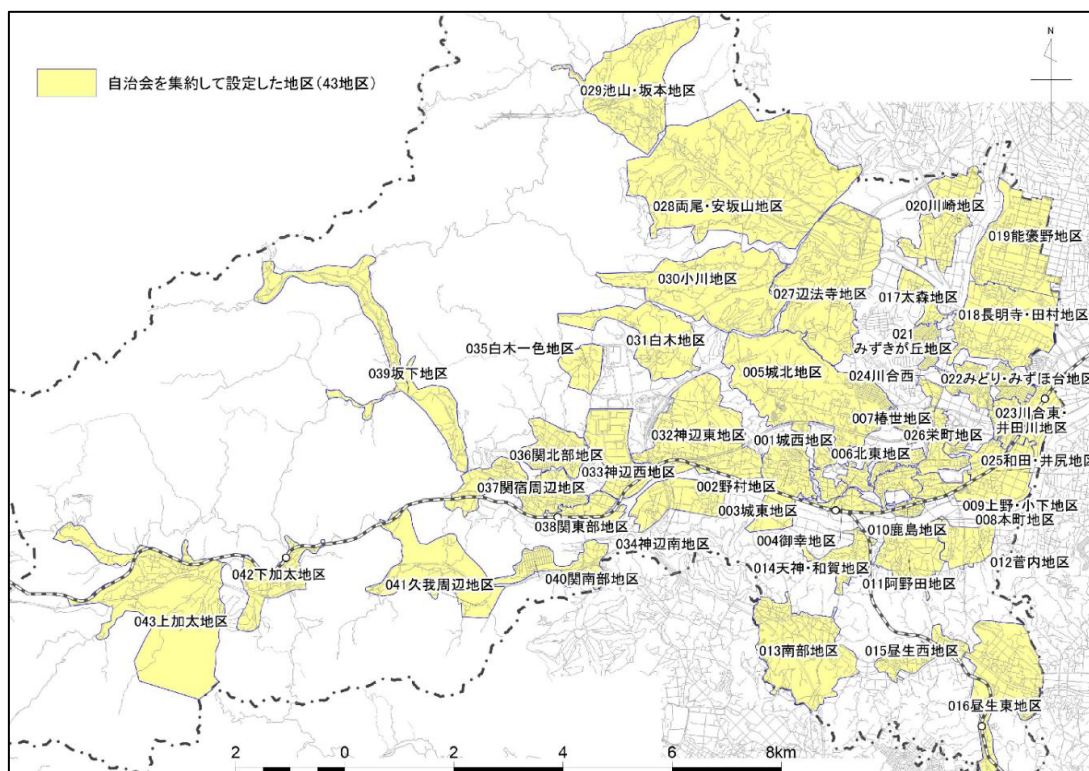
山地・丘陵地・段丘崖といった斜面が多く存在する本市の地形特性から、土砂災害（特別）警戒区域及び土砂災害危険箇所が市域に広く分布している。特に、山間部に位置する集落では多くの家屋が区域上に立地している。



「国土数値情報」より引用

(5) 地区別の災害リスク

地震想定や風水害ハザード情報を基に、43の地区ごとに災害リスクを整理した。その結果は次のとおりである。



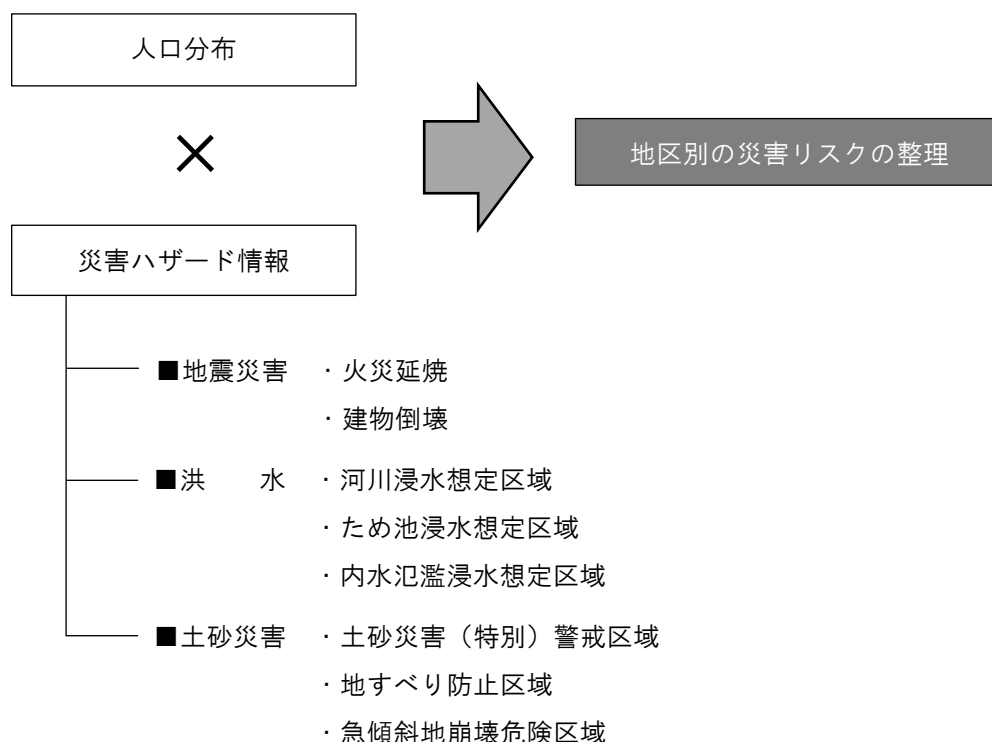
地区別の災害リスクの概要

No	地区名	概要
1	城西地区	災害危険度は低い。
2	野村地区	建物密集地が存在しており、火災延焼のリスクがある。
3	城東地区	崖沿いに急傾斜地崩壊危険区域が分布しており、土砂災害のリスクがある。
4	御幸地区	鈴鹿川の浸水想定区域が広く分布しており、浸水被害が懸念される。
5	城北地区	災害危険度は低い。
6	北東地区	建物密集地が存在しており、火災延焼のリスクがある。
7	椿世地区	棕川の浸水想定区域に住宅地が形成されており、浸水被害が懸念される。
8	本町地区	建物密集地が存在しており、火災延焼のリスクがある。
9	上野・小下地区	災害危険度は低い。
10	鹿島地区	南鹿島区域に鈴鹿川の浸水想定区域が分布しており、浸水のリスクがある。
11	阿野田地区	災害危険度は低い。
12	菅内地区	中野区域に鈴鹿川の浸水想定区域が分布しており、浸水のリスクがある。
13	南部地区	建物密集地が存在しており、火災延焼のリスクがある。
14	天神・和賀地区	災害危険度は低い。
15	昼生西地区（三寺・中庄・神向谷等）	災害危険度は低い。
16	昼生東地区（下庄・出屋・弘法寺等）	災害危険度は低い。
17	太森地区	太田区域に安楽川の浸水想定区域が分布しており、浸水被害が懸念される。
18	長明寺・田村地区	災害危険度は低い。
19	能褒野地区	災害危険度は低い。
20	川崎地区	建物密集地が存在しており、火災延焼のリスクがある。
21	みずきが丘	災害危険度は低い。
22	みどり・みずほ台地区	災害危険度は低い。
23	川合東・井田川地区	棕川の浸水想定区域に住宅地が形成されており、浸水被害が懸念される。
24	川合西地区（国道306号以西）	長妻池の浸水想定区域が存在するが、耐震整備済のため災害危険度は低い。
25	和田・井尻地区	災害危険度は低い。
26	栄町地区	災害危険度は低い。
27	辺法寺地区	安楽川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域が存在しており、浸水や土砂災害のリスクがある。
28	両尾・安坂山地区	安楽川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域が存在しており、浸水や土砂災害のリスクがある。
29	池山・坂本地区	土砂災害警戒区域が広く存在しており、土砂災害のリスクがある。
30	小川地区	急傾斜地崩壊危険区域が広く分布しており、土砂災害のリスクがある。
31	白木地区	土砂災害警戒区域が広く存在しており、土砂災害のリスクがある。
32	神辺東地区（太岡寺・布気）	災害危険度は低い。
33	神辺西地区（小野）	災害危険度は低い。
34	神辺南地区（山下・木下）	災害危険度は低い。

35	白木一色地区	土砂災害警戒区域が広く分布しており、土砂災害の被害が懸念される。
36	関北部地区（会下・泉ヶ丘等）	災害危険度は低い。
37	関宿周辺地区	関宿一帯の建物が密集しており、火災延焼が懸念される。また、新池等の浸水想定区域が分布しており、浸水のリスクがある。
38	関東部地区（関町小野・東新田等）	鈴鹿川の浸水想定区域が分布しており、浸水のリスクがある。
39	坂下地区	土砂災害警戒区域が広く分布しており、土砂災害の被害が懸念される。
40	関南部地区	災害危険度は低い。
41	久我周辺地区	土砂災害警戒区域が広く分布しており、土砂災害の被害が懸念される。
42	下加太地区（市場・向井等）	加太駅周辺区域では土砂災害警戒区域が、加太川沿いでは浸水想定区域が存在しており、浸水や土砂災害のリスクがある。
43	上加太地区（北在家・中在家・板屋等）	加太神武区域で土砂災害警戒区域が分布しており、土砂災害のリスクがある。

【参考：地区別の災害リスクの整理について】

地区別の災害リスクは、人口分布と災害ハザード情報を掛け合わせ、各地区における被害人口等を踏まえた災害の危険度合いを整理しています。



(6) 国土強靱化に向けた基本目標

国土強靱化とは、国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指すものであることから、以下の4つの「基本目標」を設定する。

①基本目標の設定

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- 4 本市の迅速な復旧復興を可能にすること

4つの基本目標を基に、令和6年能登半島地震の課題や教訓から、大規模自然災害を想定してより具体化し、「事前に備えるべき目標」として次の8つの目標を設定する。市民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、南海トラフ地震が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、まずは大規模自然災害を想定した目標とする。

②事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

※国土強靱化地域計画策定ガイドラインでは、「目標は、原則として国の基本計画に即して設定する」とされていることから、本市の地域計画の目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」）は、国土強靱化基本計画及び三重県国土強靱化地域計画との整合を図り設定する。

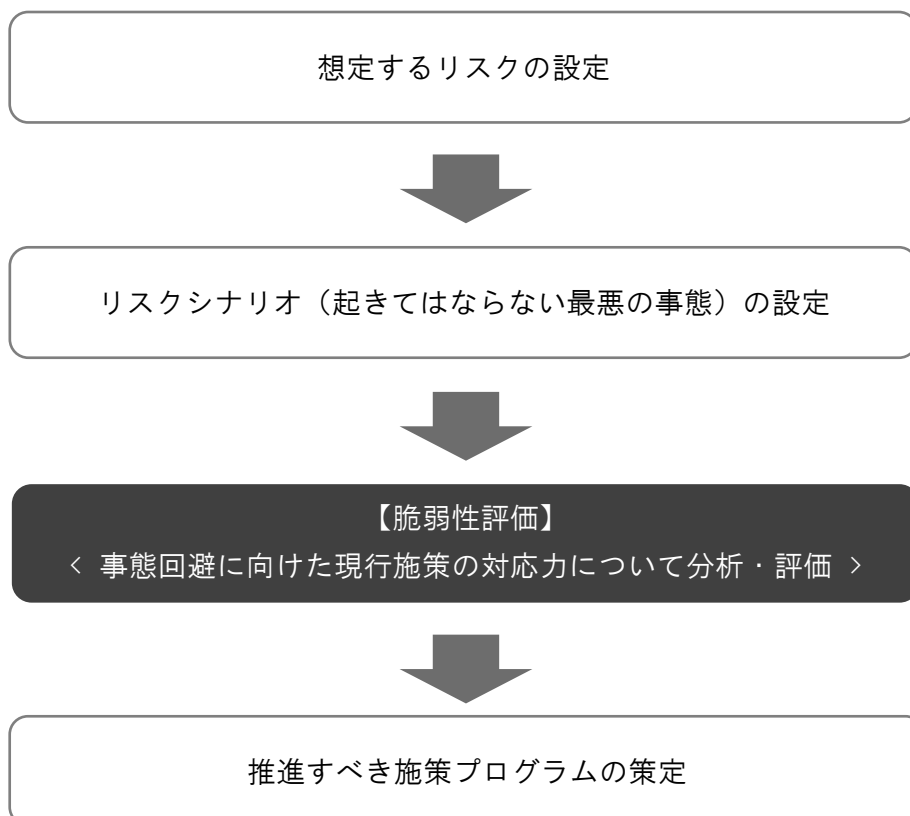
3. 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、亀山市の国土強靱化に関する施策を策定し、推進する上での必要不可欠なプロセス（国土強靱化基本法第9条5項）である。

脆弱性評価に当たっては、まず、市民生活や地域経済に甚大な影響を及ぼすリスクを設定し、そのうえで、達成すべき目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」）やその目標の妨げとなる事態として、仮に発生すれば市に大きな影響が生じると考えられる「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定するとともに、そのリスクシナリオごとに事態回避に向けた現状の取組を評価する。

～ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ ～



(2) 脆弱性評価において想定するリスク

市民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、南海トラフ地震が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、国土強靱化基本計画と同様に大規模自然災害を対象を絞る。

①地震災害

分類	想定地震	最大震度
プレート境界型	南海トラフ地震	6 強
内陸断層型	養老-桑名-四日市断層帯	6 強
	布引山地東縁断層帯（東部）	6 強
	布引山地東縁断層帯（西部）	6 強
	頓宮断層	6 弱

②風水害等

種類	想定規模
浸水害	スーパー台風や集中豪雨等が数時間続くことで生じる浸水害
土砂災害	記録的な大雨による土砂災害 地震の揺れによる土砂災害

(3) 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた考え方

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地への対口支援を通じて、特に、地震発生直後、情報伝達や避難誘導などに混乱が生じたことや、既存の防災行政無線設備が倒壊や停電により十分に機能せず、結果的に各地で「情報弱者」が発生させたこと、道路や通信インフラの損壊により、救援物資の輸送や情報収集が妨げられたこと等、被災地における情報収集の困難さや、住民への情報提供の遅れが、大きな課題であったことを教訓として、本市の防災対策を講じる必要がある。

① 多様な手段による情報発信

- ・ スマートフォンアプリの開発・普及: 地震速報、避難情報、ライフライン情報などをリアルタイムで通知する専用アプリを開発し、市民への普及を図る。
- ・ 防災情報ウェブサイトの充実: 市ホームページ内に防災情報専用のページを設け、

ハザードマップ、避難場所や避難所、防災グッズの準備など、必要な情報を分かりやすくまとめる。

- ・多言語対応: 外国人住民向けに、多言語による防災情報を提供する。

② 情報収集・共有体制の強化

- ・ドローンを活用した災害状況把握: 災害発生直後にドローンを飛ばし、被災状況を迅速に把握する。
- ・関係機関との情報共有: 消防、警察、電力会社など、関係機関とリアルタイムで情報を共有できる体制を構築する。

③ 防災教育・啓発

- ・防災に関する講座の開催: 地震、風水害、火災など、様々な災害に対応できるよう、防災に関する講座を開催する。
- ・防災訓練の実施: 指定公共機関等と連携し、定期的に避難訓練や応急手当訓練を実施し、実践的な防災力を養う。
- ・ハザードマップの周知徹底: ハザードマップを配布し、自宅や職場周辺の危険箇所の認識を共有する。
- ・避難行動要支援者等への個別対応: 分かりやすい防災情報を提供するとともに、避難支援を行う。

④ インフラの強化

- ・ライフラインの耐震化: 上水道、下水道、電気、ガスなどのライフライン施設の耐震化を推進する。
- ・防災拠点の整備: 災害発生時に住民が避難し、物資の供給や情報収集が行えるような防災拠点を整備する。
- ・通信インフラの強化: 災害時に通信が途絶えないよう、通信インフラの強化を図る。

⑤ 地域コミュニティの活性化

- ・自主防災組織の支援: 自主防災組織の活動を支援し、防災意識の向上を図る。
- ・地域防災計画の見直し: 地域の実情に合った防災計画を策定（改訂）し、避難行動や避難所運営を含めた住民参加型の防災訓練を実施する。
- ・防災リーダーの育成: 地域住民（外国人含む）の中から防災リーダーを育成し、地域防災の核となる人材を育成する。

(4) リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

国においては、事前に備えるべき８項目の目標の達成の妨げとなる事態として、３５項目のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）＜仮に発生すれば、致命的な影響が生じると考えられる事態＞を設定している。

国土強靱化地域計画策定ガイドラインでは、「地域計画のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）については、国土強靱化基本計画で設定している３５項目の事態を参考にしつつ、地域の特性を踏まえて設定する」とされていることから、国土強靱化基本計画で設定された３５項目のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）及び、三重県の地域計画で設定された４２項目のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を本市の実情に応じて整理し、令和６年能登半島地震の教訓を踏まえて、P19（６）②において設定した「事前に備えるべき目標」８項目に対して、次のとおり４０項目のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られること II. 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること IV. 本市の迅速な復旧復興を可能にすること	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
			1-5	避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
			2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱
			2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
			2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による行政機能の大幅な低下による治安の悪化
			3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
			3-3	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
			5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
			5-5	食料等の安定供給の停滞
			5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
			6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺
			7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
			7-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

			7-5	農地・森林等の被害による土地の荒廃
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態
			8-3	広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
			8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
			8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
			8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

(5) 脆弱性評価の結果

前項で設定した40のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに評価した結果の概要は、以下のとおりである。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設その他の公共施設など不特定多数が集まる施設は、災害時における避難場所や避難所、災害対策の拠点施設として利用されることが想定されることから、耐震化や火災予防を図る必要がある。
- 不特定多数の者が利用するホテル、物販店舗等の大規模建築物について、耐震化の促進や火災予防を図る必要がある。
- 地震発生時における人的被害の軽減及び避難路確保のため、倒壊のおそれのある旧耐震基準（昭和56年5月31日以前建築）により建築された木造住宅の耐震化を促進する必要がある。
- 市街地再開発により、施設の耐震性向上や避難路の確保を行う必要がある。
- 避難路における建物やブロック塀などの倒壊による被害や通行不能を回避するため、避難路周辺における住宅・建築物やブロック塀の耐震化をはじめ、狭あい道路の解消、屋外広告板や窓ガラス等の落下防止対策を促進する必要がある。
- 空き家は地震による倒壊等により避難路の閉塞や災害など二次災害に繋がるおそれがあるため、平時から空き家対策を行う必要がある。
- 地震発生時における人的被害の軽減のため、より多くの市民が家具や冷蔵庫等の転落防止策を講じるよう促進する必要がある。
- 地震発生時において消火栓が使用できないことが想定されることから、耐震性貯水槽等の整備を図る必要がある。
- 大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める必要がある。また、大規模盛土造成地で、盛土の活動崩落による住宅被害を防ぐため、定期的な点検により状況を把握するとともに、必要に応じて対策を講じる必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設その他の公共施設など不特定多数が集まる施設は、災害時における避難場所や避難所、災害対策の拠点施設と

して利用されることが想定されることから、耐震化や火災予防を図る必要がある。

- 不特定多数の者が利用するホテル、物販店舗等の大規模建築物について、耐震化や火災予防を図る必要がある。
- 地震発生時において消火栓が使用できないことが想定されることから、耐震性貯水槽等の整備を図る必要がある。
- 亀山駅周辺の市街地再開発により、不特定多数の者が利用する防災拠点としての機能を有する施設整備を図る必要がある。

1－3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 防災マップを作成・配布し、浸水想定区域等やその避難場所や避難所及び避難経路等を、予め市民に周知・浸透させるとともに、実際の避難行動に繋がるよう、防災訓練や防災教育、出前講座の実施等を通じて、市民の防災意識の向上を図る必要がある。
- 自助・共助の重要性について、市民一人ひとりや地域での意識を一層高め、それぞれが自らを守ることができるよう、自発的な地域の防災活動計画の策定を促進する必要がある。
- 気象予警報、洪水予報等の河川情報、流域の雨量や河川水位情報等を迅速かつ的確に把握し、登録制メールや緊急速報メール、ホームページ等、様々な媒体を通じて、適時避難情報を発信できる体制を整える必要がある。
- 排水機能を強化するため、関係機関との連携のもと、河川や排水路・ため池等の整備を図るとともに、堤防補強や河道掘削等の河川整備を河川管理者（国・県）に働きかけていく必要がある。

1－4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- 土砂災害（特別）警戒区域などの土砂災害の危険箇所を、予め市民に周知・浸透させるとともに、実際の避難行動に繋がるよう、防災教育や出前講座、防災訓練等を通じて市民の防災意識の向上を図っていく必要がある。
- 県など関係機関に対し、土砂災害警戒区域等の指定と、危険箇所における安全対策を促していく必要がある。
- 土壌雨量指数や土砂災害警戒情報の発令状況等を迅速かつ的確に把握し、登録制メールや緊急速報メール、ホームページ等、様々な媒体を通じて、適時避難情報を発信できる体制を整える必要がある。
- 自助・共助の重要性について、市民一人ひとりや地域での意識を一層高め、それ

ぞれが自らを守ることができるよう、自発的な地域の防災活動計画の策定を促進する必要がある。

1－5 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

- 災害時に迅速かつ確実に情報収集・伝達を行うことができるよう、災害対策本部機能・体制の確保・強化を図る必要がある。
- 災害時において迅速かつ的確な情報収集及び情報伝達を行うことができるよう、老朽化する防災行政無線など既存の情報収集・伝達手法を見直し、総合的な防災情報伝達システムを構築していく必要がある。
- 災害情報をより多くの市民に伝えることができるよう、登録制メール等の加入者を増やしていく必要がある。
- 災害情報や被災情報などを保護者及び小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園へ伝達するため、ＩＣＴの利用を進める必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 発災直後に地域で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着を目指して、啓発活動を実施する必要がある。
- 防災資機材や備蓄品の充実を図るとともに、避難所への円滑な物資供給のため備蓄倉庫を整備する必要がある。
- 災害時応援協定の締結等により、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を充実させていく必要がある。
- 物資を円滑に輸送するため、国、県、建設事業者の連携のもと、迅速な道路啓開を行える体制を整えとともに複数の支援ルートを確保しつつ、舗装老朽化対策や橋梁長寿命化対策をする必要がある。
- 災害時に想定される広域断水等の被害を最小限に抑えるため、送配水管のループ化を図るとともに、水源地から災害対策本部や避難所等の重要施設をつなぐ基幹管路や上水道施設などの耐震化を図る必要がある。
- 浸水想定区域にある水道施設の浸水被害を防止するため、その対策を検討していく必要がある。
- 物資の搬送や救助作業を迅速に行うため、ヘリポートや緊急輸送道路を含む道路ネットワークを確保する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、孤立可能性集落と外部の通信手段を確保しておく必要がある。
- 台風や集中豪雨等による地域の孤立を防ぐため、代替ルートの確保等の対策を検討する必要がある。
- 災害発生時に、集落と幹線道路を結ぶ避難路として重要となる代替ルートの確保等の対策を検討する必要がある。
- 物資の搬送や救助作業を迅速に行うため、ヘリポートや緊急輸送道路を含む道路ネットワークを確保する必要がある。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 常備消防の体制及び車両・資機材、消防施設・設備の整備、消防力の更なる充実強化の促進を図る必要がある。
- 地域の安全を確保する消防団活動を継続させるため、消防団への入団促進、活動環境の整備、装備の改善など消防団活動の更なる充実強化と団員に対する安全対策を徹底していく必要がある。
- 消防力の著しい不足が生じた際においても、緊急消防援助隊等の応援部隊との円滑かつ迅速な消防活動を確保する必要がある。
- 防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の災害応急対策活動体制を充実させる必要がある。
- 大規模災害時には、地域住民等による消火活動や救護活動が必要となるため、消防・防災訓練及び救急法講習会等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 災害医療支援病院である医療センターや、救助活動の拠点となる消防庁舎の機能が停止しないよう、非常用発電装置の適切な維持管理を行う必要がある。
- 活動に必要な燃料を確保するため、災害時応援協定の締結等により、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を充実させていく必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱

- 防災資機材や備蓄品の充実を図るとともに、避難所への円滑な物資供給のため備蓄倉庫を整備する必要がある。
- 災害時応援協定の締結等により、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を充実させていく必要がある。
- 物資を円滑に輸送するため、国、県、建設事業者の連携のもと、迅速な道路啓開を行える体制を整えるとともに複数の支援ルートを確認しつつ、舗装老朽化対策や橋梁長寿命化対策をする必要がある。
- 災害時に想定される広域断水等の被害を最小限に抑えるため、送配水管のループ化を図るとともに、水源地から災害対策本部や避難所等の重要施設をつなぐ基幹管路や上水道施設などの耐震化を図る必要がある。
- 浸水想定区域にある上水道施設の浸水被害を防止するため、その対策を検討していく必要がある。
- 開所時間中に発災し、保護者が迎えにくることができないことを想定し、保育所等に水、食料などの備蓄をすすめる必要がある。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 災害医療支援病院である医療センターが災害時に機能不全に陥ることのないよう、耐震対策の実施や医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分に検討のうえ、平時から確保、又は確保できる体制を整備する必要がある。また、医療関係機関との連携体制を強化する必要がある。
- 物資を円滑に輸送するため、国、県、建設事業者の連携のもと、迅速な道路啓開を行える体制を整えるとともに複数の支援ルートを確認しつつ、舗装老朽化対策や橋梁長寿命化対策をする必要がある。

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 避難場所・避難所でのノロウイルスやインフルエンザ等の流行に備え、施設の消毒、避難者の健康状態のチェックや手洗い、うがい、マスクの着用の推奨など、避難場所・避難所での感染に対する対応の体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄を行う必要がある。
- 汚水処理施設や管路について、必要な耐震診断及び耐震化を図る必要がある。
- ごみ溶融処理施設、し尿処理施設及び斎場の環境衛生保全のために必要な施設の耐震化や非常用電源装置の整備を推進する必要がある。

2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 避難場所・避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備をするとともに、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、指定避難所における非構造部材を含めた耐震対策や老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難場所・避難所等としての防災機能も強化していく必要がある。
- 避難場所・避難所等の円滑な運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な避難行動要支援者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な防災活動に関する計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
- 避難場所・避難所等で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、避難場所・避難所等への円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。
- 車中など避難場所・避難所等以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係市町との連携スキームの構築を推進する必要がある。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成を促進する必要がある。
- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
- 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化に加え、再生可能エネルギーや蓄電池の設置を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。
- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬

歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする必要がある。

○住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの避難行動要支援者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。

○避難場所・避難所等から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による行政機能の大幅な低下による治安の悪化

○被災による行政機能の低下防止に向け、実災害を想定した実戦的な訓練や関係機関との合同訓練の実施による災害対処能力の向上、防災関係機関等相互の連携強化を図り、治安の悪化に対応する体制づくりを進める必要がある。

○自主防災組織の研修・訓練等の充実強化を図るなど、ソフト対策を組み合わせ、体制、人材等の向上を図る必要がある。

○災害時においても地域コミュニティが維持されるよう、平時から地域まちづくり協議会における自立したまちづくり活動を活性化させる必要がある。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

○交通情報を集約し、迅速かつ的確な交通規制を実施するなど、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する必要がある。また、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。

3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○災害対策拠点となる市庁舎の機能不全は、事後すべての局面に対する回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持できるよう対策を講じる必要がある。

○災害対策本部の代替施設となる消防庁舎がその機能を発揮できるよう対策を講じる必要がある。

- 災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、再点検も含め、必要な検討・対策を行う必要がある。
- 災害発生時に迅速な対応を行うことができるよう、災害対策本部「活動マニュアル」の継続的な見直しを行うとともに、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する体制を確保するため、業務継続計画（ＢＣＰ）を適宜見直しする必要がある。
- 市役所や避難所、医療施設、社会福祉施設、その他の公共施設の災害活動拠点の非構造部材も含めた耐震化を図る必要がある。
- 地震発生時においても病院機能を維持するため、災害医療支援病院である医療センターにおいて医療機器等の耐震対策を図っていく必要がある。
- 污水处理施設や管路について、必要な耐震診断及び耐震化を図る必要がある。
- 環境衛生保全のために必要なごみ熔融処理施設、し尿処理施設及び斎場の長寿命化及び強靱化を図る必要がある。
- 災害時に迅速な対応ができるよう、災害対策本部「活動マニュアル」の検証を行う。また、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保について、必要な検討を行う。さらに、災害発生時において被災者台帳を迅速に作成し利用できる体制確保を検討する必要がある。
- 災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段や参集途上での情報収集・伝達手段の確保等を図るとともに、専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育及び訓練等を継続する必要がある。
- 職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する必要がある。
- 災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力を向上させる必要がある。
- 自発的な防災活動の促進、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 災害時において迅速な情報収集及び情報伝達を行うことができるよう、老朽化する防災行政無線など、既存の情報収集・伝達手法を見直し、新たな防災情報伝達システムを構築していく必要がある。
- 災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した市庁舎の自家発電施設の燃料の確保や水の確保について、再点検も含め、必要な検討・対策を行う必要がある。
- 災害時に必要な電力・通信の麻痺・機能停止を防ぐため、無電柱化を検討する必要がある。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 災害時において迅速な情報収集及び情報伝達を図ることができるよう、老朽化する防災行政無線など、既存の情報収集・伝達手法を見直し、新たな防災情報伝達システムを構築していく必要がある。
- 災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した市庁舎の自家発電施設の燃料の確保や水の確保について、再点検も含め、必要な検討・対策を行う必要がある。
- 災害情報をより多くの市民に伝えることができるよう、情報発信ツールの重層化を図る。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- 事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。
- 事業所の耐震化など、各事業所における耐災害性の向上のための取組を促進する必要がある。
- 物資を円滑に輸送するため、国、県、建設事業者の連携のもと、迅速な道路啓開を行える体制を整えるとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧体制を強化する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。
- 災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の確保等の対象を検討及び橋梁耐震化を引き続き推進する必要がある。また、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する必要がある。さらに、発災後でも社会経済活動を機能不全に陥らせないために、市管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を働きかけていく必要がある。
- 陸上輸送等、様々な輸送手段を活用した緊急輸送体制を検討する必要がある。
- 災害時における地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を、訓練等を通じて促進する必要がある。
- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。
- 火災、煙、有害物質等の流出により、周辺地域の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 主要幹線道路が分断された場合の代替ルートについて検討するとともに、計画されている幹線道路の速やかな整備等を行う必要がある。
- 地域住民の安全性と利便性の向上を図るための安全な道路空間及び道路ネットワークの整備を推進する必要がある。
- リニア中央新幹線は、東京・大阪間の二重系化による災害に強い国土形成等に大きく貢献することが期待されることから、全線開業の早期実現に向けて、国や事業者に働きかけていく必要がある。

5-5 食料の安定供給の停滞

- 発災直後に自活する備えとして、水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着を目指して、啓発活動を実施する必要がある。
- 災害時に想定される広域断水等の被害を最小限に抑えるため、送配水管のループ化を図り、県や他市町の水道事業者の応援態勢を強化するとともに、水源地から災害対策本部や避難所等の重要施設をつなぐ基幹管路や上水道施設などの耐震化、震災対策を進める必要がある。
- 浸水想定区域にある上水道施設の浸水被害を防止するため、その対策を検討していく必要がある。

5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化を進めるとともに、県や他市町の水道事業者間等との連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。
- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の促進に関する法律(平成26年法律第17号)に基づく雨水の利用や、再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・促進する必要がある。
- 気候変動等の影響により、今後さらなる渇水等の高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法(平成26年法律第16号)、「水循環基本計画」(令和4年6月21日閣議決定)に基づき、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての「井戸水」活用等に取り組む必要がある。
- 老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた維持管理と機能強化を進める必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関(電力、ガス、水道)との間で、各機関の災害対策について情報を共有する必要がある。
- 倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採を進める必要がある。

○エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を促進する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 災害時に想定される広域断水等の被害を最小限に抑えるため、送配水管のループ化を図り、県や他市町の水道事業者の応援態勢を強化するとともに、水源地から災害対策本部や避難所等の重要施設をつなぐ基幹管路や上水道施設などの耐震化を進める必要がある。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある上水道施設の浸水・土砂災害対策を進める必要がある。
- 災害時応援協定の締結等により、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を充実させていく必要がある。
- 大規模災害時のリスク軽減のための危機管理対策の強化及び迅速な応急対応や活動支援のための準備行動など、業務継続等に資する計画の策定に取り組む必要がある。
- 大規模災害時においても上水道施設の状況を適切に把握できるよう、施設間の通信回線を強固なものにするとともに、中央監視化を進める必要がある。
- 大規模災害時において自己水源では水を賄えない事態に備え、北中勢水道用水供給事業や近隣市町から水の供給が受けられるよう、非常用管路を整備する必要がある。

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道・農業集落排水の污水处理施設について、災害に強いインフラ整備を進めるとともに、必要に応じた耐震化と機能強化を進める必要がある。
- 大規模災害時のリスク軽減のための危機管理対策の強化及び迅速な応急対応や活動支援のための準備行動など、業務継続等に資する計画の策定に取り組む必要がある。
- 污水处理施設や管路について、必要な耐震診断及び耐震化を図る必要がある。
- ごみ溶融処理施設、し尿処理施設及び斎場の長寿命化及び強靱化を図る必要がある。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 災害発生時には地域公共交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、地震、洪水、土砂災害等や施設老朽化及び耐震補強対策を着実に進める必要がある。
- 救助支援や支援物資の搬入のための複数支援ルートを確認しつつ、舗装老朽化対策や橋梁長寿命化対策を行うとともに、優先順位を設け、迅速な復旧を行う必要がある。
- 豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどの通行不能を未然に防止するため、落石や冠水、路面陥没や橋梁欠損等の危険がある要対策箇所についての点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する必要がある。
- 主要幹線道路が分断された場合の代替ルートについて検討するとともに、計画されている幹線道路の速やかな整備等を行う必要がある。
- 物資を円滑に輸送するため、国、県、建設事業者の連携のもと、迅速な道路啓開を行える体制を整えるとともに、複数の支援ルートを確認しつつ、舗装老朽化対策や橋梁長寿命化対策をする必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電等を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、再点検も含め、必要な検討・対策を行う必要がある。
- 災害時に必要な電力・通信の麻痺・機能停止を防ぐため、無電柱化を検討する必要がある。
- 災害時応援協定の締結等により、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を充実させていく必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 常備消防の体制及び装備資機材、消防設備の整備、消防力の更なる充実強化を図る必要がある。
- 消防団や自主防災組織の研修・訓練等の充実強化を図るなど、ソフト対策を組み合わせ、体制、人材等の向上を図る必要がある。
- 地域の安全を確保する消防団活動を継続させるため、消防団への入団促進、活動環境の整備、装備の改善など消防団活動の更なる充実強化と団員に対する安全対策を徹底していく必要がある。

- 地震発生時において消火栓が使用できないことが想定されることから、耐震性貯水槽の整備を図る必要がある。
- 空き家対策による倒壊の防止や、狭あい道路の解消を進めることで、避難路の閉塞などに伴う二次災害の防止を図る。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺

- 避難路等における建物やブロック塀、道路付属物などの倒壊による被害や通行不能を回避するため、避難路周辺における住宅や建築物やブロック塀の耐震化をはじめ、狭あい道路の解消及び屋外広告板や道路付属物、窓ガラス等の落下防止や倒壊対策を促進する必要がある。
- 物資を円滑に輸送するため、国、県、建設事業者の連携のもと、迅速な道路啓開を行える体制を整えるとともに、複数の支援ルートを確保しつつ、舗装老朽化対策や橋梁長寿命化対策をする必要がある。
- 空き家は地震による倒壊等により避難路の閉塞や災害など二次災害につながる恐れがあるため、平時から空き家対策を行う必要がある。
- 災害時の電柱倒壊による交通麻痺を防ぐため、無電柱化を検討する必要がある。

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- 農業用ため池や地滑り防止施設のうち、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害がおよぶ施設について、耐震化を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、貯水量の調整やハザードマップを作成・公表していく必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する取組を進める必要がある。
- 高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震対策を促進する必要がある。
- 取水施設への有害物質の流入を防止する必要がある。

7-5 農地・森林等の被害による土地の荒廃

- 地域コミュニティの脆弱化により、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、農地・農業水利施設等の地域資源について、適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動が行われる体制を整備する必要がある。
- 森林の整備及び保全等を適切に実施しなければ、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれ、山地災害の発生リスクも高まるため、適切な間伐等の森林整備や林道橋等の老朽化対策、効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための対応をとる必要がある。
- 森林等の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根ざした植生を用いるなど、自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、災害廃棄物処理計画の検証と必要な見直しを進めていく必要がある。
- ごみ熔融処理施設について、老朽化対策とあわせ、災害対応力を強化していく必要がある。
- 災害廃棄物や発生土砂の仮置場について、市有地を中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保しておく必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態

- 被災建築物応急危険度判定について、判定実施本部と判定士との連絡調整を担う被災建築物応急危険度判定コーディネーターを確保する必要がある。
- 宅地被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止するため実施する被災宅地危険度判定について、判定士を養成し、必要人数を確保する必要がある。
- 国、県、建設事業者の連携のもと、迅速な道路啓開を行える体制を整え、訓練を実施していく必要がある。
- 地震、洪水、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業界における担い手や技能労働者の確保対策が必要である。

8－3 広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により、復興が大幅に遅れる事態

- 地盤沈下、液状化等の発生の恐れのある地域への周知や整備を行う必要がある。
- 洪水等による被害軽減を図るため、河川堤防について、脆弱箇所の補強対策及び耐震対策を河川管理者（国・県）などの関係機関に促していく必要がある。
- 現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を推進する必要がある。
- 地域の安全を確保する消防団活動を継続させるため、消防団への入団促進、活動環境の整備、装備の改善など消防団活動の更なる充実強化と団員に対する安全対策を徹底していく必要がある。

8－4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 博物館等（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める必要がある。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、保存する。
- 市内には貴重な文化財が多く存在していることから、関係機関との連携を図りながら各々の防災・減災対策を図る。
- 文化財・遺構等の保存整備を進め、学習、活動の場として活用する。
- 地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援する。また、市内には多くの外国人住民が生活していることから、さまざまな主体と連携した外国人住民向けの防災訓練等の実施を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる必要がある。
- 一日も早い被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討する。また、被災地から学ぶ教訓やノウハウについて関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める必要がある。

8－5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や、基本調査の積極的な活用など、県と連携して効果

的・効率的に実施する必要がある。

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から労働環境の改善等を図る必要がある。
- 復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握し、復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する必要がある。
- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策等、まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの避難行動要支援者等の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。

8－6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

- 災害発生時において、県内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。
- 震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する必要がある。

4. 国土強靱化に向けた対応方策

(1) 対応方策

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき対応方策を示す。

なお、対応方策は、脆弱性評価結果との対比が簡易となるよう、また、施策に基づく事業の進捗状況の取りまとめが柔軟にできるよう、リスクシナリオごとに整理している。

1 直接死を最大限防ぐ

1－1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 住宅・建築物の耐震化促進
- 火災予防の推進
- 沿道建築物等の倒壊防止
- ブロック塀の補強・撤去の促進
- 市街地再開発による施設の耐震性向上
- 災害拠点施設の耐災害性の向上
- 空き家対策の推進
- 狭あい道路の解消
- 家具等の転倒防止対策の促進
- 耐震性貯水槽等の整備
- 常備消防力の充実強化
- 公園施設の適切な長寿命化対策の実施
- 大規模盛土造成地に対する耐震対策の実施

1－2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 災害拠点施設の耐災害性の向上（再掲）
- 耐震性貯水槽の整備（再掲）
- 常備消防力の充実強化（再掲）
- 市街地再開発による防災拠点の整備

1－3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 防災マップの作成・配布
- 自主防災組織の育成・強化
- 地区防災計画の策定促進
- 市民に適切な気象情報・避難情報を発信できる体制の構築
- 総合的な防災情報システムの構築
- 河川・排水路・ため池等の整備推進及び堤防補強・河道掘削等の促進

1－4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- 防災マップの作成・配布（再掲）
- 自主防災組織の育成・強化（再掲）
- 地区防災計画の策定促進（再掲）
- 土砂災害警戒区域の指定と安全対策の促進
- 市民に適切な気象情報・避難情報を発信できる体制の構築（再掲）
- 総合的な防災情報システムの構築（再掲）

1－5 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

- 災害対策本部の機能強化
- 総合的な防災情報システムの構築（再掲）
- 災害拠点施設の耐災害性の向上（再掲）
- 登録制メールの加入促進
- 避難行動要支援者対策の推進

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 家庭内備蓄の促進
- 防災資機材や備蓄品の充実
- 備蓄倉庫の整備
- 民間事業者や他自治体との災害時応援協定の締結
- 関係機関等との連携による道路啓開体制の整備
- 舗装老朽化対策の実施

- 橋梁長寿命化対策の実施
- ヘリポートの確保や道路ネットワークの整備
- 上水道施設の耐震化及び送配水管等のループ化と耐震化
- 上水道施設の浸水被害防止対策の推進

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 災害時における孤立可能性集落と外部の通信手段の確保
- 孤立集落等の発生を防ぐための代替ルートの確保
- 集落と幹線道路を結ぶ道路の整備
- ヘリポートの確保や道路ネットワークの整備（再掲）

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 常備消防力の充実強化（再掲）
- 消防団の充実強化及び自主防災組織の育成・強化
- 大規模災害時における消防隊受援計画の継続的な見直し
- 防災関係機関との連携強化

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 消防庁舎及び医療センターの耐災害性の向上
- 民間事業者や他自治体との災害時応援協定の締結（再掲）

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱

- 防災資機材や備蓄品の充実（再掲）
- 備蓄倉庫の整備（再掲）
- 民間事業者や他自治体との災害時応援協定の締結（再掲）
- 関係機関等との連携による道路啓開体制の整備（再掲）
- 上水道施設の耐震化及び送配水管等のループ化と耐震化（再掲）
- 上水道施設の浸水被害防止対策の推進（再掲）

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 医療センターにおける医療従事者や、水・医療品の平時からの確保
- 民間事業者や他自治体との災害時応援協定の締結（再掲）
- 医療関係機関との連携強化
- 舗装老朽化対策の実施（再掲）
- 橋梁長寿命化対策の実施（再掲）

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 避難所における感染対策体制の整備
- 污水处理施設の整備及び機能強化の推進
- ごみ熔融処理施設、し尿処理施設及び斎場の耐災害性の向上

2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 避難所における良好な生活環境の確保（原則、スフィア基準とする）
- 要配慮者への対応
- 自発的な防災活動の促進
- 避難所における必要物資の確保
- 避難所以外での避難者に対する支援
- 被災者のケア体制の構築
- 防災拠点の耐震化
- 被災時の医療確保
- 発災後の住まいの多様な供給に向けた取組
- 被災者の生活支援に向けた取組
- 重要給水施設への管路の耐震化

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による行政機能の大幅な低下による治安の悪化

- 防災・防犯関係機関等との連携強化
- 自主防災組織の育成・強化（再掲）
- 地域まちづくり協議会活動の活性化

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- 安全かつ円滑な道路交通の確保

3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 市庁舎及び消防庁舎、医療センター、その他の公共・公益施設の耐災害性の向上
- ごみ溶融処理施設、し尿処理施設及び斎場の長寿命化及び強靱化
- 災害対策本部活動計画の継続的な見直し
- 職員の災害対応能力の向上
- 市職員、施設等のデジタル技術を活用した災害対応力の向上
- 医療センターの倒壊等に対応するため、代替施設の検討や関係機関の応援態勢の強化
- 保有データの分散管理やバックアップの強化

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 総合的な防災情報システムの構築（再掲）
- 市庁舎における非常用電源の確保及び水の確保
- 電力・通信確保のための無電柱化

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 災害対策本部の機能強化（再掲）
- 総合的な防災情報システムの構築（再掲）
- 災害拠点施設の耐災害性の向上（再掲）
- 登録制メールの加入促進（再掲）
- 避難行動要支援者対策の推進（再掲）

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- 企業における業務継続計画（BCP）の策定促進
- 各事業所における耐災害性の向上促進
- 関係機関等との連携による道路啓開体制の整備（再掲）

5－2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への

甚大な影響

- 企業における業務継続計画（BCP）の策定促進（再掲）
- 燃料供給ルートの確保
- エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施等
- ライフラインに係る防災対策の推進
- 自立・分散型エネルギーの導入促進

5－3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 企業における業務継続計画（BCP）の策定促進（再掲）
- ライフラインに係る防災対策の推進

5－4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 幹線道路の速やかな整備促進
- 幹線道路ネットワークの更なる充実と安全な道路空間の確保
- リニア中央新幹線の整備促進

5－5 食料等の安定供給の停滞

- 企業及び個人の備蓄促進
- 上水道施設の耐震化及び送配水管等のループ化と耐震化（再掲）
- 上水道施設の浸水被害防止対策の推進（再掲）

5－6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 水道事業者間における連携の強化
- 広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進
- 渇水に係る関係者による情報共有及び水資源の有効活用等の推進
- 上水道施設の機能強化
- 可搬式浄水施設・設備、給水車、給水タンク、防災用井戸の整備

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP

ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 発電電所・送電線網等の災害対応力の強化
- 災害からライフラインを守る事前伐採の推進
- 指定公共機関等との合同訓練の実施
- 民間事業者や他自治体との災害時応援協定の締結（再掲）
- 企業における業務継続計画（BCP）の策定促進（再掲）

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 上水道施設の耐震化及び送配水管等のループ化と耐震化（再掲）
- 上水道施設の浸水被害防止対策の推進（再掲）
- 民間事業者や他自治体との災害時応援協定の締結（再掲）
- 上水道危機管理マニュアル、BCPの策定
- 上水道施設間の通信のデジタル化と中央監視化
- 三重県北中勢水道供給事業及び他市町からの非常用供給管路の整備
- 濁水発生時に備えた浄水設備の強化、可搬式浄水施設・設備の整備

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 污水处理施設の整備及び機能強化の推進（再掲）
- ごみ溶融処理施設、し尿処理施設及び斎場の長寿命化及び強靱化（再掲）
- 下水道BCPの策定

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 必要なインフラの整備・保全
- 救助支援や支援物資の搬入のための支援ルートの確保
- 舗装老朽化対策の実施（再掲）
- 橋梁長寿命化対策の実施（再掲）
- 通行不能を未然に防ぐ落石、路面陥没や橋梁修繕等の危険がある要対策箇所の点検・対策
- 関係機関等との連携による道路啓開体制の整備（再掲）

6－5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 災害拠点施設の耐災害性の向上（再掲）
- 電力・通信確保のための無電柱化（再掲）
- 民間事業者や他自治体との災害時応援協定の締結（再掲）

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7－1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 常備消防力の充実強化（再掲）
- 消防団の充実強化及び自主防災組織の育成・強化（再掲）
- 耐震性貯水槽等の整備（再掲）
- 空き家対策の推進（再掲）

7－2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺

- 避難路周辺における住宅・建築物・ブロック塀、道路付属物の耐震化等
- 関係機関等との連携による道路啓開体制の整備（再掲）
- 舗装老朽化対策の実施（再掲）
- 橋梁長寿命化対策の実施（再掲）
- 電柱倒壊による交通麻痺を防ぐための無電柱化
- 空き家対策の推進（再掲）
- 狭あい道路の解消（再掲）

7－3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- ため池の耐震化促進
- ため池ハザードマップの作成・公表

7－4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

- 各事業所における耐災害性の向上促進（再掲）

7-5 農地・森林等の被害による土地の荒廃

- 農地・農業用水利施設等の適切な保全管理等の体制整備
- 適切な間伐等による森林整備の推進
- 総合的かつ効果的な治山対策（鈴鹿川等源流域の保全）
- 鳥獣害対策の徹底
- 自然と共生した多様な森林づくり

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物処理計画の必要な見直し実施
- ごみ溶融処理施設の耐災害性の向上
- 災害廃棄物の仮置場の検討・選定

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態

- 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保
- 被災宅地危険度判定士の養成
- 関係機関等との連携による道路啓開体制の整備（再掲）
- 建設業界における担い手や技能労働者の確保
- 女性や外国人の活動を支える専門家の確保

8-3 広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- 河川等の脆弱箇所の補強対策及び耐震対策の推進
- 関係機関による河川等の脆弱箇所の補強対策及び耐震対策の促進
- 消防団の充実強化

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- コミュニティ力を強化するための支援
- 地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備及び支援

- 博物館等における被害の最小化
- 文化財の防災・減災対策の推進
- 文化財・遺構等の保存整備と活用

8－5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

- 地籍調査の推進
- 建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持
- 復興の事前準備
- 被災者の生活再建に向けた支援

8－6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

- 市内外への正確な情報発信のための体制整備
- 災害発生時の被災地外に向けた情報発信
- 失業対策等
- 災害対応力の向上
- 平時における各種復興ビジョンの検討

5. 計画の推進と進捗管理

(1) 計画の推進

国土強靱化の実現には、本市の職員をはじめ、国や県、近隣市町、自主防災組織や消防団、民間事業者、地域組織、市民の一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」「共助」「公助」の役割分担のもとで計画推進を図る。

また、本計画の推進に当たっては、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する国の交付金等を有効に活用することとする。（交付金等活用事業については、別途管理）

(2) 計画の進捗管理

本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、必要な改善を図っていく。

また、本計画の推進に資する事業については、本市が毎年度行う事務事業評価において評価検証を行っていく。